

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（145）」
2. 日時：平成29年5月15日 13時30分～18時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室、18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、近田安全審査官、  
沼田安全審査官、皆川安全審査官

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

下崎主任技術研究調査官、大類技術研究調査官、西尾技術参与

（安全技術管理官（シビアアクシデント担当）付）

小城技術研究調査官、

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当） 他  
16名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 課長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 課長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当部長（原子力管理）

電源開発株式会社：炉心・安全室 安全技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の確率論的リスク評価、事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について、これまでのヒアリングにおける指摘事項を踏まえて提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - TW（崩壊熱除去機能喪失）及びTBW（全交流動力電源喪失に伴う残留熱除去の失敗）シーケンスにおいて、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源をサプレッション・プールから復水貯水タンクに再び切り替える操作のPRA上の扱いを整理した資料を提示すること。
  - 崩壊熱除去機能喪失の事故シーケンスグループについて、TWとTBWシーケンスを区別した上で、重要事故シーケンスの選定の考え方を整理した資料を提示すること。
  - 格納容器破損モードごとに、対象とするPDS（プラント損傷状態）の範囲、その範囲から評価対象としたPDSを選定した考え方を整理した資料を提示すること。

- 地震ハザードの変更に伴うフラジリティへの影響を整理した資料を提示すること。
- 津波ハザードの変更に伴う事故シーケンスグループ別炉心損傷頻度について、津波区分の変更の考え方を整理した資料を提示すること。
- 全交流動力電源喪失の事故シーケンスグループの分類及び重要事故シーケンス選定の考え方について、整理した資料を提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 確率論的リスク評価、事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について 審査会合における指摘事項の回答
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・ 東海第二発電所 事故シーケンスグループの抽出及び重要事故シーケンスの選定について 比較表